

福島県多面的機能支払第三者委員会について

平成 27 年 8 月 10 日

福島県農村振興課

1. 委員会の目的

「事業計画及び実施状況の点検・評価」「対象組織の取組評価及び指導・助言」等を通して、多面的機能支払事業の計画的かつ効果的な実施を図る。

2. 委員会の役割

(1) 事業計画及び実施状況の点検・評価に関すること

取組面積、交付金額、対象組織数や市町村毎の取組状況（カバー率）等を通して県の本事業に対する取組等について点検・評価を行う。

* 従来は、事業実施主体である地域協議会が採択や交付事務を実施していることから、主として事業推進の観点での評価と、農業者団体の代表の委員の参画により委員会を運営していた。

(2) 活動組織の取組評価及び指導・助言に関すること

農地維持活動、農村環境保全活動、施設の長寿命化などの活動組織の取組状況を通して、本事業の活動状況に対する指導・助言を行う。

(3) その他必要な事項

必要に応じて現地調査等を行い、活動状況に対する理解を深め、意見交換等を行う。

3. 年次計画

原則、年 2 回とするが、必要に応じて現地調査を実施する。

(1) 第 1 回（5 月を想定）（平成 27 年度は 8 月開催）

- ① 福島県多面的機能支払の実施に関する基本方針について
- ② 平成 26 年度の実施状況と平成 27 年度の取組予定について

(2) 現地調査

必要に応じて現地調査を行う。

(3) 第 2 回（3 月を想定）（※現地調査を行った場合は第 3 回）

当該年度の実績見込み及び次年度の事業計画について

福島県多面的機能支払第三者委員会設置要綱

(目的)

第1条 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することを目的とする、多面的機能支払事業を計画的かつ効果的に実施するため、「福島県多面的機能支払第三者委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び実施状況の点検、評価に関すること。
- (2) 対象組織の取組の評価及び指導、助言に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は5人以内とし、中立的で利害関係を有しない民間有識者の中から知事が委嘱した委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は3年以内とする。
- 3 委員は再任されることを妨げない。
- 4 委員に事故があるときは、その委員を補欠することができる。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を経理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、福島県農林水産部長が召集し、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 委員会の座長は、委員長を充てる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 団体の推薦を受けて任命された委員は、やむを得ない事由により委員会の会議に出席することができないときは、当該団体に所属する者を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。代理人の選任は、書面により行う。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部農村振興課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。